

# 人権尊重の社会づくり相談ネットワークについて

平成 26 年 4 月

人権・同和対策課 人権相談担当

## 1 目的

鳥取県では平成 8 年に全国に先駆けて「人権尊重の社会づくり条例」を定めて、一人ひとりの人権が尊重され誇りを持って生きることができる差別と偏見のない社会の実現を目指しています。

「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」の見直し検討委員会の意見を受けて平成 20 年度から人権相談窓口を開設しましたが、その運用状況並びに同意見の検討の結果や同意見の提言に沿って、平成 21 年度から人権相談を発展させた「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」（以下「相談ネット」という。）の取組を人権尊重の社会づくり条例に基づいて行っています。

そして、あらゆる人権相談に総合的に対応し、各種専門家の支援、関係機関の連携強化及び相互の理解と自主的な取組によって解決を促進し、人権尊重の社会づくりを一層進めます。

## 2 相談ネットの概要

### (1) 人権相談窓口の設置場所等

地域	設置箇所	相談員	専門相談員
東部	人権局	2 人	・法律、臨床心理等の有識者 ・必要な都度
中部	中部地域振興局	2 人	
西部	西部地域振興局	2 人	

### (2) 支援内容等

#### ア 人権相談窓口でのきめ細かな支援

(ア) 相談内容の傾聴、相談者への助言・情報提供

(イ) 支援策の利活用をきめ細かく援助

〔例〕関係機関への相談に付き添い状況等を伝達

(ウ) 支援の進行を把握し、継続して支援

#### イ 専門相談員による専門的支援

(ア) 利害関係のない第三者の意見を求めるニーズに応える。

(イ) 専門的な識見から解決方策等を助言し、相談者の支援、関係機関対応を促進

分野 法律、精神医療、臨床心理、同和問題、子どもの虐待、外国人、教育、福祉、女性

#### ウ 関係機関との緊密な連携による支援

(ア) ケース会議開催など複数の関係機関との連携を促進し、効果的、総合的な支援を推進

(イ) 解決事例、頻発事例等を共有し、解決の促進と迅速適切な対応を図る。

(ウ) 県、市町村職員等を対象とした研修会を開催し、担当職員の資質の向上を図る。

## 3 鳥取県人権尊重の社会づくり条例（抜粋）

### (1) 目的規定

(目的)

第 1 条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らすすべての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題への取組みを推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

### (2) 人権尊重の社会づくり相談ネットワークを根拠づけた規定

(人権に関する相談)

第 6 条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口（県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。）を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 相談者への助言

(2) 国、県、市町村等が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。）その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）の紹介

(3) 関係機関と連携した相談者の支援

(4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

## 4 専門相談員（平成 26 年度）：法律、精神、心理、同和問題、子ども、教育、福祉、女性、外国人 38 名（東部 13 名、中部 12 名、西部 13 名）に委嘱